

介護老人保健施設

ニューライフ須恵

重要事項説明書

【通所リハビリテーション】

当施設は 「介護老人保健施設」です。
以下の説明を十分にご理解いただいた上でご利用下さい。
利用者様が生き生きとした在宅生活を継続出来るよう生活
リハビリの観点から支援してまいります。

平成 22 年 6 月 内容見直し

平成 24 年 4 月 見直し

平成 25 年 7 月 見直し

平成 27 年 4 月 見直し

平成 30 年 11 月見直し

平成 31 年 4 月見直し（定員変更）

令和 3 年 9 月見直し（時間変更）

令和 6 年 6 月見直し（送迎地域変更）

施設の概要

開設主体：医療法人社団 正信会

介護老人保健施設 ニューライフ須恵

所在地：福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115-483

電話：092-937-1055

施設長：増田 住博

施設概要：通所リハビリテーション 50名

100床（短期入所を含む）2・3階 50床

設備：通所

デイケア室（食堂・機能訓練）

レクリエーションスペース、一般浴、特殊浴

送迎車

職員数：21名（R3. 9. 1現在）

開設：平成6年12月1日

併設施設：

- ・コンフォート須恵デイサービスセンター
- ・正信会水戸病院（地域包括ケア病棟、一般病棟）
- ・水戸病院介護医療院
- ・住宅型有料老人ホーム コンフォート須恵
- ・あすなる訪問看護ステーション（訪問看護）
- ・あすなるヘルパーステーション（訪問介護）
- ・ケアワイド21（居宅介護支援事業所）

付属施設

- ・託児所ひまわり園

ニューライフ須恵 の 理 念

- ★利用者に喜ばれる施設づくりに努めます
- ★地域で安心して暮らせるよう利用者の自立を支援します

ニューライフ須恵 の 運 営 方 針

- ★ 個人の尊厳を尊重する
- ★ 自己研鑽に励む

医療法人社団 正信会

通所サービス 基本理念

- ★やさしさと真心でご家族と共に在宅生活を支援します。
- ★利用者の気持ちを一番に一人一人に関わります。
- ★健康と生きがいとやすらぎを笑顔と共に提供します。

利用対象者

●利用対象者の範囲

- *通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
 - ・要支援状態または要介護状態と認定された第一号被保険者（65歳以上）
 - ・特定疾病に起因した要支援状態または要介護状態と認定された第二号被保険者（40歳以上64歳まで）

営業日・営業時間

8:30~17:00

サービス提供時間（送迎時間を除く）

10:00~15:30

※ニューライフでは短時間（1時間以上2時間未満）の
通所リハビリテーションを実施しています。

14:00~15:30

平日の月~土、祭日は営業しております。

日曜・元旦は休業させていただきます。

また、臨時の通所リハビリテーション利用を
希望される場合には事前にご相談下さい。

（※1日の利用定員数の関係で利用が出来ない
場合がありますので、必ず前日までに
ご連絡をお願い致します。）

ニューライフ須恵 通所リハビリテーション職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	兼務2	兼務1	健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置
看護職員	3		看護、保健衛生及び介護
介護職員	10		日常生活全般にわたる介護
支援相談員	2(兼務)		生活相談及び指導
リハビリ職員	4		機能訓練の指導
管理栄養士	1		栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算 等
薬剤師	兼務1		調剤業務及び服薬指導
事務職員	1		庶務及び経理の事務処理
運転手	2	2	自宅から施設までの安全な送迎

サービス内容

① 通所リハビリテーション（以下デイケア）サービス計画（ケアプラン）の立案

居宅ケアマネージャーのケアプランのもとにデイケアの計画を作成しご本人、ご家族の同意を頂きます。

② 看・介護サービス

医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、その他の必要な医療と生活全般の支援を行います。

看護 ・ ・ 快適な生活を行っていただけるように血圧、体温、脈拍などの健康状態をチェックさせていただきます

介護 ・ ・ 食事や入浴、排泄などの支援をさせていただきます。

食事 ・ ・ 昼食 12:00～

利用者に合わせた食事形態（ミキサー、ゼリー食、トロミ付き）や食器の工夫をし、細かく対応しています。

排泄 ・ ・ 快適な排泄ができるように個別にあった支援をしています。

入浴 ・ ・ ご家庭での入浴が困難な方に関しては、回数を限定してサービスを実施しています。（希望の方はご相談ください）

③リハビリテーション

在宅生活を維持していく為に、心身の機能を低下させず、現在の能力や環境に合ったより快適な生活が出来るよう援助していきます。また、日常生活に対応した運動療法や作業療法、言語療法などの個別的なリハビリが必要と認められる場合には医師の指導のもと対応させていただきます。

・個別リハビリテーション

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士がそれぞれの方にあった個別の専門的訓練を行っております。

④行事・レクリエーション

行事・・・季節ごとの催し物や誕生会を毎月実施しています。

1月・・・新年会 2月・・・豆まき 3月・・・ひな祭り
4月、5月・・・バスハイク 6月・・・花見など 7月・・・七夕会 8月・・・夏祭り
9月・・・敬老会 10月・・・運動会 11月・・・文化祭 12月 クリスマス会など

※ 行事は予定のため変更する場合がございます。

⑤相談援助

相談員が、在宅生活について居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのケアマネージャーとの連携を図り、個別の相談支援を行います。また、行政機関や他のサービス事業所との連絡調整も行っております。

施設利用にあたっての留意事項

①飲酒・喫煙

施設内全館禁煙となっております。施設内での飲酒も
ご遠慮下さい。

②火気の手扱い

ライターやマッチ等火器類はお持ち込みにならないように
お願い致します。

③所持品・備品等のお持ち込み

持ち込みは必要最小限にお願い致します。
持ち物には必ず名前を記入して下さい。

お菓子類等飲食物の持ち込みは基本的にお断りしています。

④金銭・貴重品の管理

盗難防止のため、大金及び高価な品物のお持ち込はお控え
いただきますようお願い致します。

現金等を持ち込まれての紛失の場合、当施設側での責任は負い
かねますので、あらかじめご了承ください。

⑤宗教活動・政治活動について

施設内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動および
営利活動はお断りいたします。

⑥ペットのお持ち込み

施設内へのペットのお持ち込みはお断りいたします。

⑦金品の貸し借り等

ご利用者同士の金品の貸し借りや贈与はご遠慮下さい。

⑧下記の行為は禁止されております

- ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

- ・職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）等

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする等

- ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

⑨その他

- ・サービス提供側に対する金品等のお心遣いは一切ご無用です。

- ・車椅子や歩行器等は施設で準備しておりますが、ご本人に

合ったものをご持参いただいても結構です。

利用料 お支払い方法

①支払いは、原則口座からの引き落としとなっております。

②請求書は毎月15日にお手元に届くよう施設より郵送します。但し、休日等の関係により多少遅れることがあります。ご了承下さい。また、お支払いは月末までにご利用します。領収書は翌月の請求書と合わせて送付させていただきます。

※ 口座から引き落としが出来なかった際には、ご連絡をさせていただきますので、**月末までに窓口までお支払いいただきますよう、お願い致します。**

TEL 092-937-1055

③施設におきましては、防犯上、利用料お支払いの時間を【日曜及び元日を除く 8:30~17:00】と致しております。

なお、**領収書の再発行は致しかねます**ので大切に保管ください。

※万が一再発行をご希望される場合は支払い証明書(有料1枚¥500+税)の発行となります。

デイケアご利用にあたってのお願い

①デイケア利用中の受診について

老健施設における医療

デイケア利用時間中の定期的な受診（内科をはじめとするすべての診療）は介護保険制度上できません。従ってデイケアサービスの利用時間前・後あるいはデイケア利用日以外にご家族による対応をお願いしておりますのでご了承下さい。なお、デイケア利用時間中にご利用者様の状態が急変され、且つ緊急を要する場合には、速やかに協力医療機関にて対応させて頂く場合があります。

②デイケアお休みの連絡

- ・体調不良時や家庭の事情等で利用をお休みされたい場合にはなるべく前日までにご連絡をいただくと助かります。

当日の朝にご連絡を頂いた場合、行き違いで送迎車が到着する場合があります。（朝8：30には送迎車が出発致します）

当日ご連絡を頂く際は、朝8：15～8：30までにご連絡下さい。

ご連絡先：**092-410-2113**（デイケア専用回線）

- ・当日利用予定で、11時までにお休みの連絡がない場合、またはご利用中に心身状態が急変したり、ご家庭の事情により、11時以降にご利用を中止された場合には、昼食をお止めできませんので食事代を徴収させていただきます。ご了承ください。

③送迎時間と送迎地域について

- 送迎時間 • • 【迎え 8:30～10:00、13:30～14:00 (短時間の方)】
【送り 15:30～17:00】

曜日に毎のご利用人数や道路の状況（渋滞等）、或いは他の
ご利用者様宅での準備等の都合により、送迎の時間が前後
する場合がございます。ご用事等がある場合は予めご連絡
頂きますようお願い致します。

• 送迎の範囲について

送迎地域は、糟屋郡内の須恵町、志免町、宇美町、
粕屋町酒殿、博多区東月隈・浦田
となっております。

事故発生時の対応

事故発生時及び急変事態が発生した場合は、看護師が身体観察
を行い、医師へ連絡し処置を速やかに行います。

ご家族へ連絡・説明を行い、必要に応じて協力医療機関又は
専門医療機関等、ご家族の希望する病院へ連絡します。

協力病院について

当施設は下記の医療機関と協力体制をとり、緊急時や必要時の診療体制に万全を期しています。

★内科：正信会 水戸病院（併設病院）

住所：糟屋郡須恵町大字旅石115番地の483

TEL092-935-3755

★外科：うえの病院

住所：糟屋郡志免町志免2丁目10番20号

TEL092-935-0316

★精神科：緑風会 水戸病院

住所：糟屋郡志免町志免東4丁目1-1

TEL092-935-0073

★歯科：増田崇信歯科クリニック

住所：糟屋郡志免町田富4丁目2番1

TEL092-936-6601 0120-296-118

苦情・相談について

介護サービスの苦情・相談は下記の担当者までお気軽にお声かけ下さい。苦情相談窓口は1階事務室に設置しております。

又、玄関横に意見箱を設置していますのでご利用下さい。

事務部長：西 健育	療養部長：田崎 廣美
課長：木部 美加	主任：杉本 真由美
支援相談員：橋 朋典	・ 大浦 万季
永吉 みわえ	・ 武石 浩信

R6.6.1 現在

施設のサービスに対しての要望・苦情については市町村、国民健康保険団体連合会に申し出ることも出来ます。当施設は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL：092-642-7859【受付時間】8：30～17：00（土・日、祝日を除く）

FAX：092-642-7857

所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

福岡県庁

TEL092-651-1111（代） FAX：092-643-3309

所在地：〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課

TEL：092-419-1081 FAX：092-441-1455

所在地：〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 19-24

須恵町役場

TEL：092-932-1151 FAX：092-933-6579

所在地：須恵町大字須恵 771 番地

志免町役場

TEL：092-935-1001 FAX：092-935-2931

所在地：志免町志免中央 1-1-1

宇美町役場

TEL：092-932-1111 FAX：092-933-7512

所在地：宇美町宇美 5 丁目 1-1

粕屋町役場

TEL：092-938-2311 FAX：092-938-3150

所在地：粕屋町駕与丁 1 丁目 1-1

個人情報について

当施設ではご利用者の個人情報の取扱いを以下の様に定めております。

- ① 個人情報を取得する場合、必ずご本人の同意を得ます
(情報提供承諾書)
- ② 取得した個人情報は必ず利用目的を通知致します
- ③ 取得した個人情報は利用目的以外に使用致しません
- ④ 取得した個人情報の安全管理に万全を期します
- ⑤ ご本人の求めが無い限り、個人情報を開示いたしません



非常災害時の対応について

別途定める「医療法人正信会消防計画」に則り、対応を行います。
当施設の防災設備等について

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	全館	ガス漏れ報知器	あり
避難階段	7ヶ所	防火戸、ダンパー	あり
避難スロープ	3ヶ所	屋内消火栓	あり
自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
誘導灯	あり	非常放送設備	あり
耐震用エレベーター	3台のうち2台	非常用自家発電設備	あり
防災訓練	避難、通報、消火訓練を年2回以上実施（夜間想定も含む）		
消防計画	あり（届出 H7. 11. 1）	防火管理者	西 健育

抑制について

ニューライフ須恵では**抑制廃止**に取り組んでいます
施設で考える抑制とは・・・

- * 徘徊や転倒防止のため、車椅子やベッドに紐などで縛る
- * ベッドから降りないように4本柵（四方を囲う）をする
- * 点滴や栄養チューブを抜かないように身体を縛ったり、手指機能を制限する手袋をつける
- * 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型抑制帯や腰ベルトを付ける
- * 立ち上がりを妨げる目的でイスやテーブルを使う
- * 脱衣やオムツはずしを防ぐための介護服「つなぎ服」を着せる
- * 迷惑行為防止のためベッドなどに縛る
- * 行動を落ち着かせるため、向精神薬を服用させる
- * 自分で開けられない部屋に隔離する
- * 言葉による抑制「ダメ」「いけません」などの抑制言葉や命令口調

当施設では、上記のことを行わないよう努めております。
利用者・ご家族の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

介護老人保健施設のリハビリテーション

リハビリテーションは「人間らしく生きる権利の回復と生活の再建」という意味を持っています。

中でも高齢者の場合は、「寝たきりを無くし、豊かで生き生きとした老後生活を送れるように援助すること」が高齢者のリハビリテーションであるといえます。

介護老人保健施設は「家庭への橋渡しの場」とともに、地域におけるリハビリテーション施設として「在宅高齢者に対する生活支援の場」とあるともいえます。

病院でのリハビリは・・・	入所でのリハビリは・・・	通所・訪問でのリハビリは・・・
まずは身体機能の回復を図ることが中心となっています。従って、回復の見込みのある間の短期間にほとんど毎日集中して訓練を実施します。	医療機関において回復した身体機能を低下させることなく、維持していき生活の場での自立や社会参加を目的としながら、加えて家庭へ帰るための具体的な援助をしていきます。	在宅生活を継続していく為に、心身の機能を低下させず、現在の能力や環境に合ったより快適な生活ができるよう援助していきます。

◇例えば・・・

- ・ せっかく回復した体力を維持したい
→ 談話室でみんなと一緒に体操やレクリエーション、歌、ゲームを行い体力の維持に努めます。
- ・ 家に帰っても退屈
→ お花、習字などのクラブ活動参加で趣味の拡大
- ・ お風呂に入るのにとても手がかかる
→ 実際の入浴時に一緒に訓練して少しでも介助量が減るように、また、どうしたら少ない介助で入れるか検討します。
- ・ とても介助が大変で家では面倒がみられない
→ 寝返りや起き上がり、自分でご飯を食べる練習も実際の場面で行ないます。まずは、できる事とできない事をはっきりさせて、できる所は頑張っ自分でい、できない事は工夫を加えるなどして少しでもできるように検討します。

このように訓練は訓練室だけで行なうのではなく、実際の生活場面の中でどのように動くか、というところが大切です。介護老人保健施設は個人の生活に合わせたリハビリテーションを提供します。